

掲載日	種別	事項	質問	回答
H28.2.17	共通	実施届について	現時点で利用者が居ない場合、実施届は必要か	不要です ただし、総合事業開始後に利用希望者が現れた場合には地域包括支援センターとの調整をお願いします(この時、緩和型サービスを実施する場合には、市への届出が必要となります)
H28.2.17	共通	事業費算定に係る体制等届出書について	事業費算定に係る体制等に関する届出書の同一所在地において行う事業等の種類の記入欄について	実施するサービスのごとの記入欄は次のとおりです ①訪問型サービスA1 →訪問型サービス(独自) ②訪問型サービスA2 →訪問型サービス(独自・定率) ③通所型サービスA →通所型サービス(独自)
H28.2.17	共通	事業費算定に係る体制等届出書について	緩和型サービスを実施する場合の処遇改善加算に関する届出について、市へ提出する必要はあるのか?	緩和型サービスを実施する場合には、市への届出が必要です (基本的に法人としての処遇改善計画を作成していると考えられますので、県へ提出した計画の写し+添付書類を提出すれば対応可能と想定しています)
H28.2.17	共通	請求について	請求書の分け方の考え方について	現在の有効期間の末までは予防給付、その後は総合事業でのサービス提供(請求)となり、移行期間の1年間については、予防給付と総合事業の両方での請求が必要となる可能性があります
H28.3.14	共通	請求について	サービスコード表に記載の、算定単位「1回につき」の設定の対象となるケースは	「1月につき」と「1回につき」の両方の設定があるサービスにおいては、「1月につき」の設定による請求を基本として、利用者の入院などのやむを得ない事情がある場合や、相当サービスと緩和型サービスを組み合わせて利用する場合などに、利用回数に応じて「1回につき」の設定により請求を行うこととなります 「週1回程度の利用」で予定回数を上回った場合(月6回利用等)においては、「1月につき」の設定での請求となります(1月につきの設定が請求の上限となる)

掲載日	種別	事項	質問	回答
H28.2.17	訪問	指定基準について	①通所介護に加えて、訪問の緩和型を実施することは可能か ②また、人員等は？	①可能ですが、新規事業所の扱いとなるため、申請書類一式の提出が必要です ②通所型の事業所の基準を満たすことが前提ですが、余剰人員等を訪問型と兼務する等の取扱いは可能であり、管理者については通所型との兼務が可能です
H28.3.14	訪問	指定基準について	緩和型サービスの従事者の資格に記載されている、「市が認める研修等を修了すること」の「市が認める研修」について	緩和型サービスA1・A2の従事者の資格は、市の実施する「生活支援サポーター養成講座」(2日間)の修了者を想定しています(A1の身体介助の提供者は、現行同様の資格が必要) 「市が認める研修」としましては、初任者研修等の介護従事者に係る研修のほか、事業者等の実施する独自研修についても、内容により認めることとしますので、独自研修を実施する場合には、研修のカリキュラム等の案を作成した上でお問い合わせ下さい <u>※なお、説明会資料の緩和型サービスA1の従事者及びサービス提供責任者の資格については不要と解釈できる記載内容となっておりますが、資格についてはA2同様、サービス提供責任者については配置は必要です(既に全くの無資格者の配置を想定して届出済の場合は担当までご相談下さい)</u>
H28.2.17	通所	指定基準について	通所介護+相当サービス+緩和型の場合の職員の配置について	人員の配置としては、通所+相当サービスの基準(現行どおりを)満たした上で、従事者1名を配置すれば15名までの対応が可能です なお、管理者・相談員等は兼務可能としています

掲載日	種別	事項	質問	回答
H28.2.17	通所	指定基準について	通所介護＋相当サービス＋緩和型の場合の定員の考え方について	<p>指定については、通所介護＋相当サービスでの定員に加えて、何人の受入れを行うかにより判断して下さい(全体のMAXで何人になるか)</p> <p>サービスの提供時には、一体的な運用として実施日ごとの利用者数の合計により職員配置等を行って下さい(この時に、介護＋相当サービスの利用者数が定員を上回らないよう気を付けて下さい)</p> <p>※別紙に補足説明を記載(H28.3.14追加)</p>
H28.2.17	通所	サービス利用について	相当サービスと緩和型のサービスの組み合わせは可能か	可能です(ケアマネジメントによる)

○通所サービス(介護給付+現行相当サービス+緩和型)を一体的に行う場合の介護職員等の配置について(補足説明)

	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護職員					基準を満たすか	説明
					①介護給付	②予防給付相当	③緩和型	①～③計	配置人員		
定員					25		10	35	4	—	①+②で3人の配置、③で1人の配置が必要となる
パターン1	常勤・専従1以上 (他の職務等に従事可能)	提供日毎に提供時間を通じて1以上確保	専従1以上を確保	1以上(兼務可能)	5	5	5	15	1	○	①+②+③が15人以下であり基準を満たす
パターン2					20	10	2	32	5	×	①+②+③は35人以下であるが、①+②が25人超であり介護給付の定員をオーバー
パターン3					15	9	2	26	3	○	①+②で3人を配置しており(0.2人余り)、③で0.2人換算(0.1*2人)で一体的に行う場合として、基準を満たす
パターン4					10	5	12	27	2	×	①+②で1人、③で1人の配置であり人員基準上は足りているが、③が10人超であり緩和型の定員をオーバー

事業所としての利用定員を、「定員」欄の設定とした場合に、パターン1～4において、職員の配置基準を満たしているかどうかを示すものです。なお、定員超過利用及び人員基準欠如の具体的取扱いについては、国の基準及び総合事業ガイドラインQ&Aによるものとします。